

# 特定非営利活動法人フェアスタートサポート 経理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フェアスタートサポート（以下「フェアスタートサポートという。）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、フェアスタートサポートの収支の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 フェアスタートサポートの会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

### (会計処理の原則)

第3条 会計の処理および手続は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

### (会計年度)

第4条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

### (会計の区分)

第5条 会計の区分は次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

### (会計責任者)

第6条 会計責任者は事務局長とする。

### (規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、事務局長および代表理事において協議し、理事会の決裁を得て指示するものとする。

### (規程の改廃)

第8条 この規程を改廃する場合には、事務局長の上申にもとづいて理事会の承認を得なければならない。

## 第2章 勘定科目および帳簿組織

### (勘定科目)

第9条 貸借対照表及び活動計算書における勘定科目は別に定める。

### (会計帳簿)

第10条 各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。

### (主要簿)

第11条 主要簿とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1) 総勘定元帳

### (補助簿)

第12条 補助簿とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 会員リスト
- (3) 寄付金リスト
- (4) その他必要な勘定補助簿

### (帳簿の照合)

第13条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

### (証憑書類)

第14条 (証憑) 証憑とは、当団体の内部または外部で発行される書類で取引の裏付けとなるものをいい、請求書、領収書、契約書、電算出力帳票、その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

### (帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として毎月末日に締切り、会計年度ごとに更新する。

### (帳簿書類の保存期間)

第16条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

- (1) 決算書類 永久
- (2) 予算書 10年
- (3) 会計帳簿 10年
- (4) 契約書・証憑書類 10年
- (5) その他の書類 10年

- 1 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
- 2 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

### 第3章 金銭出納

#### (金銭の範囲)

第17条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・手形及び証書などをいう。

#### (出納責任者)

第18条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

- 2 出納責任者は事務局長とする。
- 3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、出納事務の担当者を若干名置くことができる。

#### (金銭の出納)

第19条 金銭の出納について、出納責任者が承認した証憑に基づいて行う。

#### (支払手続)

第20条 出納事務の担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づいて、支払伝票により出納責任者の承認を得て行うものとする。

### 第4章 固定資産

#### (固定資産の範囲)

第21条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

#### (取得価額)

第22条 固定資産の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の購入)

第23条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および代表理事の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理責任者)

第24条 固定資産の管理責任者は事務局長または代表理事とする。

(固定資産の管理)

第25条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。また、各会計年度において、必ず全固定資産を対象として、現物と固定資産台帳との照合を実施する。

(登記および付保)

第26条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第27条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第28条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、会計担当理事が管理するものとする。

## 第5章 予算

(予算の目的)

第29条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第30条 予算は事業計画案に従って毎会計年度開始前に代表理事が作成し、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(収支予算の執行)

第31条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

(予算の補正)

第32条 予算の補正を必要とするときは、代表理事は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

2 予算の補正金額、事業目的あるいは事業内容が重要な場合は、総会での承認を得なければならない。

## 第6章 決算

(目的)

第33条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第34条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類を作成し理事会に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 活動計算書
- (3) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）をいう。）の附属書類
- (4) 財産目録

2 計算書類は理事会および総会の承認を得なければならない。

## 付則

(施行期日)

1 この規程は 2023年5月1日から施行する。(2023年4月28日理事会決議)